

特定非営利活動法人ゆたかけあ定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ゆたかけあという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県上尾市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、上尾富士見団地とその周辺地域の介護支援、まちづくり支援を行い、地域福祉及び地域共生社会コミュニティ、更には地域福祉産業との協働に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 - ② 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 - ③ 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
 - ④ 買い物支援や散歩支援など生活サポート事業
 - ⑤ 地域共生社会コミュニティ促進事業
 - ⑥ 空き家の活用を支援する事業
 - ⑦ コミュニケーションスペース提供事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次のとおりとし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意志を持つ個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、その旨を文書で代表理事に申し込むものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名譽を毀損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類、定数及び選任等)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上6人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下
- 2 理事のうち、1人を代表理事、1人を副代表理事とする。
- 3 理事及び監事は、総会において選任する。
- 4 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 5 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(役員職務)

- 第14条 代表理事は、この法人を代表し、業務を総理する。
- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
 - 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
 - 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。
 - 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第15条 役員任期は2年とする。ただし、補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 2 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
 - 3 役員は、再任されることができる。
 - 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決をする前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(役員報酬)

第18条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第19条 この法人の事務を処理するため、この法人に事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第4章 総会

(総会の種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 事務局の組織及び運営

(11) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる事由により開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(3) 第14条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の4分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の2分の1以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、総会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面等表決者又は表決委任者の場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、第27条第3項の規定により、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会における表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、理事会に出席したものとみなす。
- 4 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面等表決者にあつてはその旨を付

記すること。)

- (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計等

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計とする。

(事業年度)

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。
- 3 前項の規定による収益費用は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

- 4 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 解散のときに存する残余財産の帰属については、法第11条第3項に掲げる者のうちから総会の議決により選定するものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載

して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第50条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	片岡 一恵
副代表理事	大竹 祥雄
理事	三浦 直子
監事	小野寺 孝幸
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和7年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から令和7年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

① 入会金	0円
② 年会費	1,000円
 - (2) 賛助会員

① 入会金	10,000円
② 年会費	一口 60,000円 (一口以上)

役員名簿

特定非営利活動法人ゆたかけあ

役名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事	カタオカ カズエ 片岡 一恵		無
理事	オオタケ ヨシオ 大竹 祥雄		有
理事	ミウラ ナオコ 三浦 直子		無
監事	オノデラ タカユキ 小野寺 孝幸		無

設立趣旨書

1 趣旨

1 人世帯の高齢者の割合が多くなっている現状で、ほんの少しのサポートがあれば自宅で生活できるはずなのに、不自由を強いられる施設に入所するしか方法がないという要支援者を多く見てまいりました。住み慣れた地域で在宅のまま自分らしく人生を全うする幸せな時間を小さな介護サポート活動により得ていただけるのではないかと考えました。

要支援者及びそのご家族さま、住民の皆さまが相談等で訪れやすいよう喫茶店営業許可を得た上で会合の場を提供し、社会貢献活動及びまちづくりとして事業を展開していきたいと考えております。

2 申請に至るまでの経過

- 平成27年4月～ 富士見団地街づくり協議会に参加
野菜市を手掛け運営
- 令和6年5月 富士見団地コミュニティガーデニングを企画
- 令和6年6月 特定非営利活動法人化の必要性を認識
- 令和6年6月 準備会(発起人会)を実施
定款及び事業計画書等の案を作成
- 令和6年7月～ 富士見団地コミュニティガーデニングを運営
- 令和6年8月 設立総会の開催

令和6年8月24日

特定非営利活動法人ゆたかけあ
設立代表者

氏名 片岡 一恵

令和6年度 事業計画書

特定非営利活動法人ゆたかけあ

1 事業実施の方針

上尾富士見団地とその周辺地域の介護支援、まちづくり支援を行い、地域福祉及び地域共生社会コミュニティ、更には地域福祉産業との協働に寄与する。

2 事業の実施に関する事項（成立の日～令和7年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護 訪問入浴介護	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	916
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	458
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	買い物サービス 見守りサービス	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	408
買い物支援や散歩支援など生活サポート事業	買い物サービス 見守りサービス	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 10名	408

地域共生社会コミュニティ促進事業	コミュニティガーデニング	毎月1回程度	上尾富士見団地	1名	上尾富士見団地住人	4名	40
空き家の活用を支援する事業	空き家リフォーム及び賃貸	通年	上尾富士見団地	1名	上尾富士見団地空き家貸主	1名	167
コミュニケーションスペース提供事業	地域と住人との中間的支援のための喫茶店経営 クールシェアスポット ウォームシェアスポット	通年	上尾富士見団地	2名	上尾富士見団地と周辺地区の住人	延べ450名	498

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)

令和7年度 事業計画書

特定非営利活動法人ゆたかけあ

1 事業実施の方針

上尾富士見団地とその周辺地域の介護支援、まちづくり支援を行い、地域福祉及び地域共生社会コミュニティ、更には地域福祉産業との協働に寄与する。

2 事業の実施に関する事項（令和7年4月1日～令和8年3月31日）

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	支出見 込み額 (千円)
介護保険法に基づく居宅サービス事業	訪問介護 訪問入浴介護	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	3,769
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	介護予防訪問介護 介護予防訪問入浴介護	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	1,885
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	買い物サービス 見守りサービス	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 20名	1,674
買い物支援や散歩支援など生活サポート事業	買い物サービス 見守りサービス	通年	上尾 富士見 団地と 周辺地区	5名	上尾 富士見 団地と 周辺地 区の 高齢者 14名	1,674

地域共生社会コミュニティ促進事業	コミュニティガーデニング	毎月1回程度	上尾富士見団地	1名	上尾富士見団地市民	8名	140
空き家の活用を支援する事業	空き家リフォーム及び賃貸	通年	上尾富士見団地	1名	上尾富士見団地空き家貸主	1名	683
コミュニケーションスペース提供事業	地域と住人との中間的支援のための喫茶店経営 クールシェアスポット ウォームシェアスポット	通年	上尾富士見団地	2名	上尾富士見団地と周辺地区の住人	延べ1440名	2145

(2) その他の事業

定款の事業名	事業内容	実施予定日時	実施予定場所	従事者の予定人数	支出見込み額(千円)

令和6年度 活動予算書
(成立の日から令和7年3月31日まで)

特定非営利活動法人ゆたかけあ
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	70,000	80,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
介護保険法に基づく居宅サービス事業	1,000,000	
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	1,000,000	
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	1,000,000	
買い物支援や散歩支援など生活サポート事業	660,000	
地域共生社会コミュニティ促進事業	0	
空き家の活用を支援する事業	225,000	
コミュニケーションスペース提供事業	99,000	3,984,000
5 その他収益		
受取利息	100	
雑収益	1,100	1,200
経常収益計 (A)		4,065,200
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	2,230,000	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	300,000	
人件費計	2,530,000	
(2) その他経費		
仕入高	70,000	
旅費交通費	0	
車両費	43,000	
水道光熱費	75,000	
地代家賃	165,000	
減価償却費	0	
保険料	12,000	
その他経費計	365,000	
事業費 計		2,895,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	750,000		
人件費計	750,000		
(2) その他経費			
会議費	40,000		
旅費交通費	32,000		
通信運搬費	68,000		
水道光熱費	14,000		
地代家賃	0		
宣伝広告費	33,000		
雑費	33,000		
消耗品費	130,000		
その他経費計	350,000		
管理費 計		1,100,000	
経常費用計 (B)			3,995,000
当期経常増減額 (A - B)			70,200
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計 (C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			70,200
② 設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額 (① + ②)			70,200

令和7年度 活動予算書
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

特定非営利活動法人ゆたかけあ
(単位：円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	10,000	
賛助会員受取会費	60,000	70,000
2 受取寄附金		
受取寄附金	0	0
3 受取助成金等		
受取民間助成金	0	0
4 事業収益		
介護保険法に基づく居宅サービス事業	4,000,000	
介護保険法に基づく介護予防サービス事業	4,000,000	
介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業	4,000,000	
買い物支援や散歩支援など生活サポート事業	3,696,000	
地域共生社会コミュニティ促進事業	0	
空き家の活用を支援する事業	900,000	
コミュニケーションスペース提供事業	316,000	16,912,000
5 その他収益		
受取利息	100	
雑収益	1,100	1,200
経常収益計 (A)		16,983,200
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	9,070,000	
臨時雇賃金	0	
法定福利費	1,210,000	
人件費計	10,280,000	
(2) その他経費		
仕入高	380,000	
旅費交通費	0	
車両費	170,000	
水道光熱費	300,000	
地代家賃	660,000	
減価償却費	0	
保険料	180,000	
その他経費計	1,690,000	
事業費 計		11,970,000

2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	3,000,000		
人件費計	3,000,000		
(2) その他経費			
会議費	132,000		
旅費交通費	33,000		
通信運搬費	380,000		
水道光熱費	159,000		
地代家賃	0		
宣伝広告費	660,000		
雑費	132,000		
消耗品費	220,000		
その他経費計	1,716,000		
管理費 計		4,716,000	
経常費用計 (B)			16,686,000
当期経常増減額 (A - B)			297,200
Ⅲ 経常外収益			
1 固定資産売却益			
経常外収益計 (C)			0
Ⅳ 経常外費用			
1 過年度損益修正損			
経常外費用計 (D)			0
① 当期正味財産増減額 (A - B + C - D)			297,200
② 前期繰越正味財産額			70,200
次期繰越正味財産額 (① + ②)			367,400